

第四次行政改革大綱 R8取組計画

R8目標効果額
175,622千円

【重点的取組方針・取組事項】

人口減少による税収入及び普通交付税の減少が見込まれる中で、歳出抑制、歳入確保、DXの推進や資産の有効活用等に取り組むことで健全な財政運営を推進するとともに、効果的かつ効率的な行政運営に取り組む。

1. POSレジの導入や行政手続きのオンライン化及び電子決裁の推進等、業務のデジタル化を進めるとともに開庁時間の見直しに取り組み、市民の利便性向上並びに職員の事務負担の軽減に取り組む。
2. 下水道施設統廃合計画に基づき、千種中央処理区と岩野辺処理区の統廃合工事に着手し、神戸処理区と染河内及び日見谷処理区の統廃合設計業務に着手する。
3. 商工会員等で構成するふるさと納税推進委員会と連携し、事業者へふるさと納税制度を周知するとともに、返礼品の新規登録の促進や既存の返礼品の効果的なPR方法等についての検討等を行う。

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）						
		指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容		目標	実績	達成状況	
1-①	人件費の適正化	時間外勤務時間数の削減率	%	R4	▲ 1.0	▲ 15.1	○	時間外勤務手当を含む人件費全体の削減額	R4	21,000	55,199	○	
				R5	▲ 2.0	▲ 21.4	○		R5	22,000	19,399	×	
				R6	▲ 3.0	▲ 13.3	○		R6	28,000	18,463	×	
				R7	▲ 4.0				R7	69,000			
				R8	▲ 5.0				R8	70,000			
		第四次行政改革大綱に規定する内容							令和8年度取組計画				
		<p>①職員給与…人事院勧告を基準として運用し、特殊な要因が発生した場合は、独自の削減等により対応する。また、ラスパイレス指数を100未満としていく。</p> <p>②職員定員…行政サービスの維持を原則として、計画的な人事管理を行う。また、早期退職制度のもとでの退職者の募集を行う。</p> <p>③時間外、休日勤務…管理職の業務管理を徹底し、適切な時間外勤務命令を行うとともに、部署内でのワークシェアリングにより、超過勤務の偏りを防ぎ、部署内の協力体制の強化を図る。また、ノー残業デー、終礼、一斉退庁等の職場を上げた取組を励行する。</p> <p>④ICT（情報通信技術）などを活用した新たなシステムや手法を導入する。</p>							<p>①人事院勧告に伴う国の給与改定を基準として職員給与の適正化を図るとともに、ラスパイレス指数の変動要因について分析を行う。</p> <p>②定年延長制度及び暫定再任用制度の適用を受ける職員が増加していく一方で、短期的に見ても、一時的に退職者の増が想定されることも踏まえ、新規採用職員数及び会計年度任用職員数の調整を行う。また、人材不足が課題となる中で、早期勧奨退職は募集しないこととし、今後の職員数の推移を加味したうえで中期的な定員管理を行う。</p> <p>③第5次しそささゆりプランなどに規定する「業務応援体制の徹底」、「会議ルールの徹底」、「ノー残業デーの徹底」についての周知を行う。</p> <p>④POSレジの導入や行政手続きのオンライン化及び電子決裁の推進等、業務のデジタル化を進めるとともに開庁時間の見直しに取り組み、市民の利便性向上並びに職員の事務負担の軽減に取り組む。</p>				

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）					
		指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況		
1-②	普通建設事業費の抑制・繰上償還の推進	地方債残高	億円	R4	(R8決算) 538.2	496.1	—	繰上償還による利子削減額	R4	2,100	4,267	○
				R5		467.1	—		R5	4,100	10,018	○
				R6		437.9	—		R6	6,100	13,616	○
				R7					R7	8,100		
				R8					R8	10,000		
		実質公債費比率	%	R4	(R8決算) 4.4	6.6	—	/				
				R5		7.0	—					
				R6		6.6	—					
				R7								
				R8								
		将来負担比率	%	R4	(R8決算) 66.5	65.6	—					
				R5		54.8	—					
				R6		48.9	—					
				R7								
				R8								
第四次行政改革大綱に規定する内容						令和8年度取組計画						
<p>①普通交付税算入が有利な地方債の発行を原則とし、実施計画策定時において財政収支見通しを基礎として建設事業費の総枠を設定する。</p> <p>②地方債の発行にあたっては、臨時財政対策債、合併特例事業債及び災害復旧事業債を除いて、毎年度の償還額を超えない範囲での地方債発行額とする。</p> <p>③地方債発行に係る償還について、繰上償還を積極的に実施する。</p>						<p>①毎年度8月頃に作成する今後10年間の財政収支見通しを参考に、翌年度以降の主な事業をとりまとめる実施計画の策定の中で、財政収支のバランスを念頭に普通建設事業費の総枠を設定し、予算編成における普通建設事業計上のベースとする。</p> <p>②臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除いて、毎年度の償還額を超えない範囲での地方債発行額とする。</p> <p>③決算剰余金の1/2以上について、財政調整基金の状況を踏まえながら、利息減額効果のある繰上償還の実施について検討する。</p>						
番号	項目名	第四次行政改革大綱に規定する内容					令和8年度取組計画					
1-③	事務事業の見直し	<p>①総合計画「実施計画」の策定段階等において、新規事業・拡充事業を実施しようとする場合は、既存事業の廃止・縮小などスクラップアンドビルドを原則とする。</p> <p>②総合計画「実施計画」の策定段階等において、事業効果の検証、他市町の水準との比較を行い、見直しを実施する。</p> <p>③補助金の交付に係る運用基準の見直しを行い、新たな運用基準により既存の補助金の精査を行う。</p>					<p>①②翌年度以降の事業をとりまとめる実施計画の策定段階、また個々の事業見直しの段階において、新規で事業を実施しようとする場合または事業を拡充しようとする場合は、既存事業の廃止・縮小または財源確保を条件として事業を構築する。</p> <p>③R5に策定した補助金の交付見直し方針に基づき、既存の補助金の運用について調査を行う。</p>					

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標						歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
		指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容		目標	実績	達成状況
1-④	指定管理者制度等の推進	非公募指定管理施設の公募指定管理移行数 または 新たに指定管理者制度を導入する施設数	-	R4	-	+1	—					
				R5	-	+1	—					
				R6	-	0	—					
				R7	-							
				R8	+2							
		第四次行政改革大綱に規定する内容							令和8年度取組計画			
①指定管理施設の経営検証を毎年度行う。 ②次期更新時期に向け、公募の可能性について指定管理者の意向も確認しながら検討を行う。 ③指定管理者制度を導入していない施設について導入検討を行う。 ④指定管理者制度の適用になじまない施設についても業務の一部が委託できないかなど地域団体を含めた民間活用の積極的な活用の検討を行う。							①これまでの指定管理者選定審議会による経営検証等も踏まえながら、指定管理者の一斉更新を行い、引き続き各指定管理施設の計画的な経営改善・課題解決を図る。 ②令和7年度に決定した選定方針等に基づき、指定管理者の一斉更新を進める。 ③④指定管理者一斉更新にあたり、令和7年度に公表した「宍粟市指定管理者制度運用ガイドライン」等を活用し、内外に向けた指定管理者制度の周知により、公の施設の適正な活用を進める。					

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）					
		指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況		
1-⑤	公共施設等の最適化の推進	公共施設等の延べ床面積の削減率	%	R4	(R8末) ▲6.9	▲ 1.1	—	市民協働センター整備に伴う維持管理経費削減額	R4	558	▲ 376	×
				R5		▲ 1.1	—		R5	838	▲ 477	×
				R6		▲ 2.7	—		R6	3,186	5,164	○
				R7					R7	3,186		
				R8					R8	3,186		
								下水道処理施設統合に伴う維持管理経費削減額	R8	4,521		
		第四次行政改革大綱に規定する内容						令和8年度取組計画				
<p>公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき公共施設等の最適化を推進する。</p> <p>①市民協働センター整備に伴う市民局管内施設の集約 市民局庁舎を中心に、生涯学習施設、保健福祉センター等を集約していく。</p> <p>②学校給食センター 山崎、一宮波賀、ちくさの3つの学校給食センターについて、児童・生徒数の減少や施設の老朽化に伴い、統合を進める。</p> <p>③下水道施設 ライフサイクルコストの低減を図るため、下水道施設統廃合計画に基づき施設の統廃合を実施するとともに、受入側（存続）となる処理施設については、国の交付金を活用し、施設の長寿命化を進める。</p>						<p>①千種町域における中長期計画として、住民の利便性向上の観点から保健福祉行政を機能を千種市民協働センターに集約することも視野に、エーガイヤちくさの方向性について引き続き検討する。</p> <p>②第一段階として、令和9年9月を目途に、ちくさ学校給食センターの一宮波賀学校給食センターへの統合を保護者へ説明し、統合に向けた施設・機器等の改修等の準備を進める。また、第二段階として、市内1センター化の検討を行う。</p> <p>③下水道施設統廃合計画に基づき、千種中央処理区と岩野辺処理区の統廃合工事に着手し、神戸処理区と染河内及び日見谷処理区の統廃合設計業務に着手する。</p>						

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）									
		指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況					
2-①	収納率向上に向けた取組の推進 (市税・国保税)	現年収納率（市税）	%	R4	(R8決算) 99.2	99.1	—	/								
				R5		99.1	—									
				R6		99.1	—									
				R7												
				R8												
		現年収納率（国保税）	%	R4	(R8決算) 96.8 ※県運営方針改正によりR7改定 R5までは96.3	96.0	—									
				R5		96.0	—									
				R6		95.9	—									
				R7												
				R8												
		第四次行政改革大綱に規定する内容										令和8年度取組計画				
		①徴収強化月間の取組 ②預金、資産等の調査及び搜索による財産調査の強化 ③納税環境の整備の推進 ④納税交渉の強化と速やかな滞納処分の実施 ⑤任期付職員等の配置による効果的な徴収体制の推進 ⑥債権回収事務の新たな取組の検討										①4月及び11月を徴収強化月間と位置づけて徴収強化を図る。特に11月は県税と共同で一斉催告を行い、訪問、電話等による納付督促を行う。 ②佐用町との市町間併任人事協定を継続し、強制調査（搜索）を実施するとともに、電子照会による預金照会を活用することで財産調査の強化を図る。 ③コンビニ収納、クレジット収納、スマホアプリ決済収納、地方税統一QRコードによる収納、ペイジー口座振替手続など、HP・広報紙等の媒体を通じ納税者等に周知し利用促進を図る。 ④実務研修等に参加し徴収スキルの向上を図ることで、納税交渉や差押等、速やかに滞納処分を実施する。 ⑤収納事務補助員を配置し徴収体制を強化することで、現年度課税分の効果的な徴収を行う。 ⑥西播磨管内市町及び龍野県税事務所との連携を強化し、地域全体で滞納整理に取り組むための仕組みを検討する。				

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
		指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況	
2-②	収納率向上に向けた取組の推進（市税・国保税を除く。）	現年収納率（市税・国保税を除く。）	%	R4	(R8決算) 97.25	96.15	—				
				R5		96.14	—				
				R6		96.02	—				
				R7							
				R8							
		第四次行政改革大綱に規定する内容					令和8年度取組計画				
<p>①定期的に徴収状況について点検を行い進捗管理を徹底するとともに、滞納整理検討会議において増加傾向にある債権についての対策を協議し、強化策を検討する。</p> <p>②滞納が増加傾向にある債権がある場合は、集中して債権回収に取り組む。</p> <p>③税務課を中心に、滞納整理についてのノウハウの共有、研修の実施等に取り組む。</p> <p>④行政サービスの制限については、既に一部の行政サービスについて導入しているが、他の行政サービスについても統一した考え方を整理し、実施に向けて検討する。</p> <p>⑤債権回収業務の一元管理について研究・検討を進める。</p>					<p>①②四半期毎に各債権の滞納状況を取りまとめ常任委員会へ報告するとともに、滞納整理検討会議及び調整部会において対策検討を行う。また、各債権の滞納処分の執行状況についての公表に取り組む。</p> <p>③徴収に関する研修を受講した税務課職員等を講師とした研修の実施に取り組む。</p> <p>④行政サービスの制限について、先進地事例を参考に調査・研究を行う。</p> <p>⑤債権のうち強制徴収公債権については他の部署との情報共有が可能であることから、連携を図る中で効率的な滞納整理を行う。</p>						

第四次穴粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	第四次行政改革大綱に規定する内容	令和8年度取組計画
2-③	使用料・手数料等の見直し	<p>事業実施にあたって、収入で支出をまかなうことができているかを前提に適正な金額となっているかを検証し、類似団体、近傍団体との比較検討も含め、使用料及び手数料の改定を行う。</p> <p>①水道料金…令和3年度中に料金の改定率等を示し公共料金審議会に諮る。以後、周期的に見直しをする。 ②下水道等使用料…地方公営企業法適用（令和2年度）後の経営状況を検証したうえで、適正な額の検討を行う中で、改定の必要があれば公共料金審議会に諮る。 ③ごみ処理手数料…令和2年度における一般廃棄物処理基本計画の見直しをもとに、ごみ処理に係る費用を算出する中で手数料の検討を行う。以後一般廃棄物処理基本計画の見直しに合わせて5年ごとに検討を行う。 ④公共施設の使用料、その他の使用料・手数料・分担金等について、受益者負担の原則に基づき、見直し指針を策定し、順次見直しを行う。</p>	<p>①令和5年4月からの水道料金改定に伴う緩和措置期間の減収分については、令和9年度まで引き続き一般会計からの繰入金により補填する。また、上下水道事業経営審議会による経営状況の外部評価を実施し、令和9年度の間接評価に反映させる。 ②令和7年度に上下水道事業経営審議会から下水道事業に関する提言を受け、今年度、公共料金審議会への諮問を経て、令和10年4月からの使用料改定施行に向けた条例改正案を3月議会へ上程する。 ③社会情勢及びごみ処理を取り巻く環境の変化（中東の石油危機、西播磨環境事務組合の構成市町であるたつの市の令和9年度末脱退及び兵庫県ごみ処理広域化・集約化協議会の発足等）を考慮しながら、ごみ処理等手数料の改定とごみ袋（特小袋の導入の考え方）の見直しの再検討と整理を行う。 ④公共施設の使用料の減免について、各施設の利用状況をふまえ、冷暖房使用料や照明使用料を中心に、減免の考え方を整理する。</p>

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）										
		指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況							
2-④	広告料収入の確保	/					広報紙及び市公式サイトへの広告掲載による広告料収入	R4	25	207	○						
								R5	50	560	○						
								R6	75	124	○						
								R7	100								
								R8	125								
							庁舎施設への広告掲載による広告料収入	R4	40	▲ 6	×						
								R5	40	154	○						
								R6	140	567	○						
								R7	140								
								R8	140								
							封筒への広告掲載による広告料収入	R4	150	▲ 250	×						
								R5	150	▲ 500	×						
								R6	150	▲ 250	×						
								R7	150								
								R8	150								
							第四次行政改革大綱に規定する内容						令和8年度取組計画				
							①広告募集の方法や広報等における広告掲載手法を工夫し、広報紙や市公式サイト、庁舎施設、封筒での広告掲載を継続・拡充する。 ②広報紙や市公式サイトだけでなく、市が管理・作成しているもので新たな広告掲載の媒体となるものがないか研究・検討する。						①庁舎施設への広告掲載については、エレベーター広告を市HPや広報紙等で募集を継続して行っていく。広報紙や市公式サイトについては、市民が読みたくなる紙面づくりや旬の情報を発信していくことで、情報媒体としての魅力を高め、広告掲載の拡充を図る。 ②新たな広告媒体について、引き続き調査検討する。				

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
		指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況	
2-⑤	ふるさと納税の拡充						ふるさと納税額	R4	12,000	14,546	○
								R5	24,000	▲ 6,521	×
								R6	36,000	9,640	×
								R7	48,000		
								R8	60,000		
		第四次行政改革大綱に規定する内容					令和8年度取組計画				
<p>①ふるさと納税を活用したクラウドファンディングについて、市民・事業者等に周知するとともに、市の事業における活用についても検討・実施する。</p> <p>②地域創生総合戦略との整合を図ったうえで、企業からのふるさと納税の募集を行う。</p> <p>③市内事業者へふるさと納税制度の周知を行い、宍粟市における返礼品がより魅力的なものとなるよう事業者と協議を行う。</p> <p>④ふるさと納税ポータルサイトや専門誌、ふるさと納税制度や返礼品を紹介するパンフレット等により、宍粟市の魅力発信を行う。</p>					<p>①ガバメントクラウドファンディングについて、広報紙及び市公式サイト等において周知を行う。また、公立病院や給食センター等の施設整備への活用についても検討する。</p> <p>②トップセールスや民間活用によって積極的に企業へ寄附を働きかけるとともに、市公式サイト及びポータルサイトの他に幅広く情報発信及び募集できる手法の調査研究を行う。</p> <p>③商工会員等で構成するふるさと納税推進委員会と連携し、事業者へふるさと納税制度を周知するとともに、返礼品の新規登録の促進や既存の返礼品の効果的なPR方法等についての検討等を行う。</p> <p>④ポータルサイトやリーフレットを活用して返礼品のPRを行うとともに、リピーターの獲得に向け、返礼品へお礼の文書を同封するほか、過去に寄附歴がある方へお礼のハガキを送付するなどの取組を行う。</p>						
番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
		指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況	
2-⑥	市有財産の有効活用	学校等跡地（施設）の利活用率	%	(R8末) 82.6	R4	81.8	—				
					R5	83.3	—				
					R6	84.2	—				
					R7						
					R8						
		第四次行政改革大綱に規定する内容					令和8年度取組計画				
<p>①学校等跡地を含めた未利用財産の貸付、売却の推進及び市公式サイトによるPR</p> <p>②学校等跡地におけるサテライトオフィス等の導入の検討</p>					<p>①宍粟市未利用財産の利活用に関する運用マニュアルを作成し、学校跡地を含めた市有財産の有効活用を図るとともに、遊休地については、交換や売却に取り組む。</p> <p>②営業部設置事業を通じた企業における利用ニーズ調査によると、本市でのワークスペースの利用ニーズは少ない状況であった。今後、関係人口、交流人口の増加施策に取り組む中で、本市への進出可能性の把握に努める。</p>						

第四次宍粟市行政改革大綱 令和8年度取組計画

番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
		指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況	
2-⑦	市有林搬出間伐促進による立木売払い収入の確保	第四次行政改革大綱に規定する内容					令和8年度の取組計画	R4	5,000	▲ 4,189	×
								R5	5,000	9,541	○
								R6	5,000	10,887	○
R7	25,000										
R8	25,000										
		<p>①森林経営計画を林業事業者等と共同樹立している事業地の積極的な搬出間伐を行う。</p> <p>②長期的な期間において林業事業者が計画的に搬出間伐を進めることができる長期受委託契約のさらなる推進を行う。</p> <p>③搬出間伐による素材販売に取り組むとともに、副次的に発生する林地残材もバイオマス燃料用として販売する。</p> <p>④森林整備による自然環境保全への取組について、市内外の方や企業等に広く周知を行い、地産地消による地域材の利用を積極的に進める。</p>					<p>①市有林整備事業【森林経営計画樹立予定地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区（搬出間伐：5.41ha 主伐：6.00ha） <p>②市有林整備事業【長期受委託契約地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区（搬出間伐：15.00ha） <p>③市有林整備事業【バイオマス燃料用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区（未利用材：1,231t） <p>④市内森林の恩恵や森林保全（整備）の大切さなどを掲載した啓発リーフレットを活用し、Jクレジットの販売や企業版ふるさと納税に繋げる。</p>				
		第四次行政改革大綱に規定する内容					令和8年度の取組計画				
		<p>①山地災害防止や低炭素社会の実現に向けた取組を行う中で、Jクレジット制度による市場の需要と供給及び供給側の費用負担等のバランスを調査し当制度の活用方法を検討する。</p> <p>②小水力発電等の再生可能エネルギー施設の導入促進により、地域活性化に取り組むとともに新たな固定資産税収入確保をめざす。</p> <p>③森林整備をはじめとする自然環境保全への取組について、市内外の方や企業等に広く周知を行い、森林保全活動への理解やふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる支援など、森林保全活動の輪を広げる。</p>					<p>①令和6年度に発行したJクレジットについて引き続き販売し、収益は市が行う森林整備のほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みに活用する。また、千種町西河内エリア（第1弾）における事業地の追加登録とモニタリング審査を経て約1,804tのクレジット発行を行うとともに、一宮町・波賀町エリア（第2弾）において市有林と民有林を合わせた共同創出プロジェクトの認証手続きを推進し、市全体での持続可能な森林管理とクレジット創出体制の確立を目指す。</p> <p>②地域活性化の優良事例として、黒土川小水力発電所の発電設備及び合同会社組織を他地域へのPR素材として活用する。また、現在市内1地区において小水力発電事業の参入意向を聞いており、事業立ち上げのための支援を行う。</p> <p>③市内森林の恩恵や森林保全（整備）の大切さなどを掲載した啓発リーフレットを活用し、Jクレジットの販売や企業版ふるさと納税に繋げる。</p>				
		第四次行政改革大綱に規定する内容					令和8年度の取組計画				
		<p>①令和6年度に発行したJクレジットについて引き続き販売し、収益は市が行う森林整備のほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みに活用する。また、千種町西河内エリア（第1弾）における事業地の追加登録とモニタリング審査を経て約1,804tのクレジット発行を行うとともに、一宮町・波賀町エリア（第2弾）において市有林と民有林を合わせた共同創出プロジェクトの認証手続きを推進し、市全体での持続可能な森林管理とクレジット創出体制の確立を目指す。</p> <p>②地域活性化の優良事例として、黒土川小水力発電所の発電設備及び合同会社組織を他地域へのPR素材として活用する。また、現在市内1地区において小水力発電事業の参入意向を聞いており、事業立ち上げのための支援を行う。</p> <p>③市内森林の恩恵や森林保全（整備）の大切さなどを掲載した啓発リーフレットを活用し、Jクレジットの販売や企業版ふるさと納税に繋げる。</p>					<p>①令和6年度に発行したJクレジットについて引き続き販売し、収益は市が行う森林整備のほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みに活用する。また、千種町西河内エリア（第1弾）における事業地の追加登録とモニタリング審査を経て約1,804tのクレジット発行を行うとともに、一宮町・波賀町エリア（第2弾）において市有林と民有林を合わせた共同創出プロジェクトの認証手続きを推進し、市全体での持続可能な森林管理とクレジット創出体制の確立を目指す。</p> <p>②地域活性化の優良事例として、黒土川小水力発電所の発電設備及び合同会社組織を他地域へのPR素材として活用する。また、現在市内1地区において小水力発電事業の参入意向を聞いており、事業立ち上げのための支援を行う。</p> <p>③市内森林の恩恵や森林保全（整備）の大切さなどを掲載した啓発リーフレットを活用し、Jクレジットの販売や企業版ふるさと納税に繋げる。</p>				